

# ため池の廃止には

1,000m<sup>2</sup> 以上のため池が対象

# 知事への届出が必要です

大和川流域は、その気候特性から、数多くのため池を有しています。本来、ため池は、雨水をためる力がありますが、近年、その数が減少しており、大和川流域の雨水貯留機能が低下しています。そこで、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」において、ため池の保全に努めること、一定規模のため池を廃止する場合、県に届け出ること、また適切な保全措置の実施に努めることが定められました。

満水面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上のため池について、一部又は全部を廃止しようとする場合には、その旨を知事に届け出なくてはなりません。(大和川流域における総合治水の推進に関する条例 第十六条第二項)

ため池の一部廃止とは、一部埋め立てによる池面積の縮小を指し、全部廃止とは、全て埋め立てた状態を指します。また、満水面積とは、常時満水位に対する池水面の面積のことです。

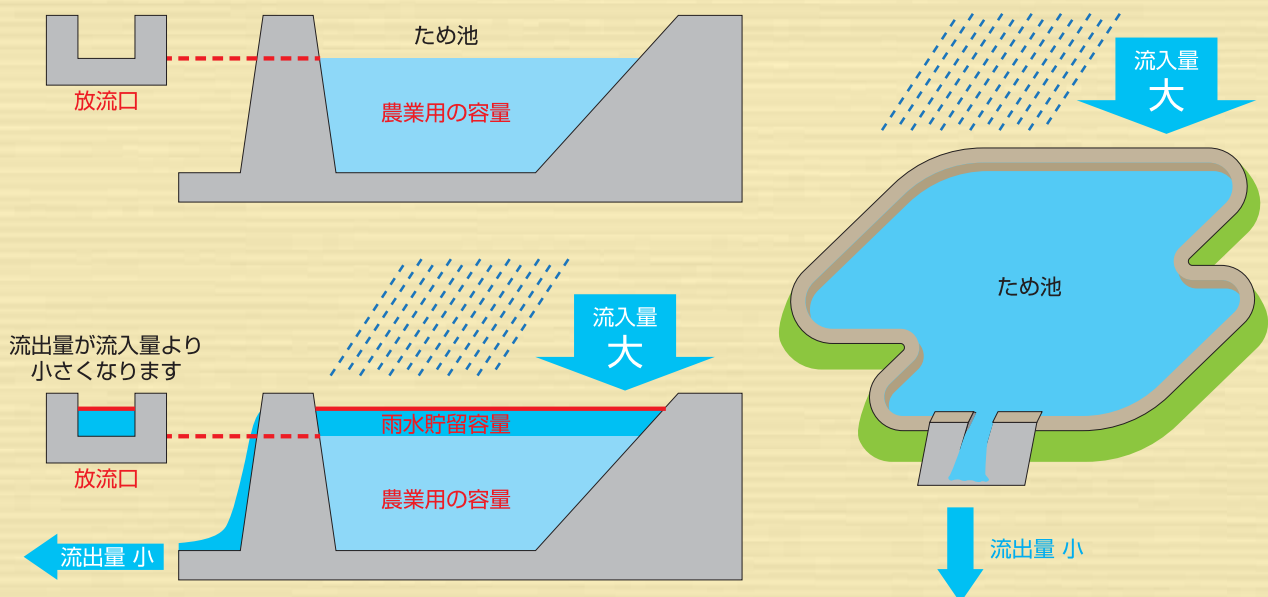


## なぜ、ため池の廃止に届出が必要？



### ため池には雨水貯留機能があります。

洪水用の容量を持たないため池でも、ため池に流入した雨水が小さな放流口から流出することにより、一時的に貯留され、流出量が流入量より小さくなります。このことが、ため池の治水効果につながります。



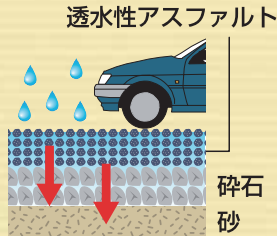
## ため池を廃止するにはどんな対策が必要？

### ため池の廃止にともなう雨水貯留機能保全の措置

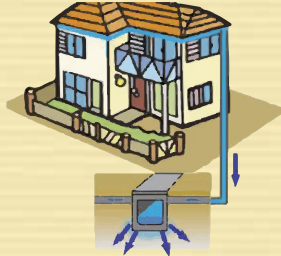
満水面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上のため池について、一部又は全部を廃止しようとする場合には、当該ため池が有する雨水貯留機能を保つための適切な措置の実施に努めなければなりません。適切な措置として、例えば、透水性舗装、浸透トレンチ、調整池等の設置があげられます。

(大和川流域における総合治水の推進に関する条例 第十六条第三項)

#### 【透水性舗装イメージ】



#### 【浸透トレンチイメージ】



#### 【調整池イメージ】



## どんな届出が必要？

### ため池廃止の届出の内容

- ◆ 氏名及び住所
- ◆ ため池を廃止する目的
- ◆ ため池の名称及び所在地
- ◆ ため池を廃止した後の土地の利用の状況等

【届出先】 奈良県 農林部 農村振興課

様式は、こちら <http://www.pref.nara.jp/secure/187197/tameikehaisi.pdf> からダウンロードしてください。

## 届出に違反するとどうなる？

### 届出の違反に対する過料

廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした場合

**5万円以下の過料**

## この条例はいつから施行される？

### 条例の施行年月日

平成 30 年 10 月 1 日から施行されます。

## 特定開発行為について教えて。

### 特定開発行為に該当する場合

特定開発行為※により、開発区域に含まれるため池の一部又は全部が廃止される場合には、「ため池治水機能保全に関する技術基準（平成 30 年 3 月）」により、通常の防災調整池に加え、現況ため池の治水効果を上乘せした調整池を整備する必要があります。

※特定開発行為とは、「開発」「宅地造成」「採石」「砂利採取」「林地開発」のいずれかの行為をいいます。

